

**【補助基準額及び対象経費】(令和5年10月1日～令和6年3月31日)**

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
<p>1 特定機能病院等の稼働病床及び休止病床の病床確保料の上限</p> <p>(1) ICU 1床当たり174,000円/日</p> <p>(2) HCU 1床当たり85,000円/日</p> <p>(3) 重症・中等症Ⅱ患者、特別な配慮が必要な患者、医師の判断で特に高いリスクが認められる患者を受け入れる病床以外の病床(療養病床含む) 1床当たり 16,000円/日</p> <p>(4) 上記以外の病床 1床当たり30,000円/日</p> <p>2 その他医療機関の稼働病床及び休止病床の病床確保料の上限</p> <p>(1) ICU 1床当たり121,000円/日</p> <p>(2) HCU 1床当たり85,000円/日</p> <p>(3) 重症・中等症Ⅱ患者、特別な配慮が必要な患者、医師の判断で特に高いリスクが認められる患者を受け入れる病床以外の病床(療養病床含む) 1床当たり 16,000円/日</p> <p>(4) 上記以外の病床 1床当たり29,000円/日</p> <p>※ただし、第2条(1)に規定する医療機関が療養病床を稼働病床及び休止病床とする場合については、一般病床とみなして病床確保料の対象とすることができるものとする。</p>	<p>病床確保に係る経費</p> <p>委託料、補助及び交付金、病床確保料</p>	<p>10分の10</p>

※特定機能病院等とは、特定機能病院及び特定機能病院と同程度に新型コロナウイルス感染症の重症患者を受け入れている医療機関とします。特定機能病院と同程度に新型コロナウイルス感染症の重症患者を受け入れている医療機関は、具体的には、体外式膜型人工肺による治療を行う患者が延べ3人以上の月又は人工呼吸器による治療を行う患者が延べ10人以上の月がある医療機関とします。